

## 速記録

### 第3回吉野川流域市町村長の意見を聴く会 (上流域)

日 時 平成20年1月16日(水)

午後 1時 0分 開会

午後 3時35分 閉会

場 所 土佐町保健福祉センター

2F あじさいホール

[午後 1時 0分 開会]

## 1. 開会

○司会

それでは、定刻となりましたので会議を始めさせていただきます。

その前にお願いがございますけれども、館内は禁煙でございます。喫煙場所は会場を出まして廊下の突き当たりの玄関、または右側のバルコニーのいずれも外でございます。立て看板で案内をしておりますので、そちらの方でお願いをいたします。また、携帯電話につきましては電源をお切りになるか、マナーモードに切りかえていただきますようお願いいたします。それから、この会場を出て右側の方でございますけれども、飲み物をご用意しておりますので、ご自由にご利用ください。

では、ただいまから第3回吉野川流域市町村長の意見を聴く会（上流域）を開催させていただきます。市町村長の皆様には年始めの大変お忙しい中ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。私は本日の司会を担当いたします、国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所副所長の原田でございます。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、配付資料の確認をお願いいたします。封筒の中を改めていただきまして、1枚目に配付資料一覧表というのを入れてございます。ごらんになりながらご確認をください。配付資料の方でございますけれども、資料-1から6まではすべてA4の1枚でございます。資料-1が「議事次第」でございます。資料-2「名簿」が入っております。資料-3としまして「配席図」がございます。資料-4「運営規約」を入れてございます。資料-5「傍聴にあたってのお願い」でございます。資料-6「意見記入用紙」でございます。資料-7がカラーコピーでございますけれども、「吉野川水系河川整備計画策定の流れ」というのを入れてございます。資料-8でございますが、これはニューズレターでございます、5から8までの速報版を入れてございます。それから、少し厚めの冊子になりますけれども、「吉野川水系河川整備計画【再修正素案】」、それと「吉野川水系河川整備計画【素案】に係る『ご意見・ご質問』に対する四国地方整備局の考え方について」、もう少し分厚い冊子がそれぞれ入っております。それから、「『ご意見・ご質問』に対する主な項目の説明資料」と前のパワーポイント用の「説明資料」、2つの説明資料が入っております。それと、リーフレットでございます。以上でございます。不足がございましたら、お近くのスタッフまでお申しつけください。

次に、傍聴者の皆様をお願いをいたします。本会議は公開といたしております。傍聴

にしましては、受付でお配りしました「傍聴にあたってのお願い」をごらんいただき、会議の円滑な進捗にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、傍聴に来られた方でご意見のある方は、本日配付資料の中に意見記入用紙を入れてございます。ご記入後、受付の意見回収箱にご投函をください。

次に、市町村長の皆様にごお願いがございます。まずご発言に当たりましては、マイクを通してのご発言をお願いいたします。本会議は公開で開催されております。速記録につきましては、会議後ホームページに公開するように予定をしています。その際、市町村長の皆様のご氏名を明示して公開いたします。どうぞご理解いただきますようお願いいたします。公開に際しましては、市町村長の皆様にご発言の内容をご確認いただいた後、公開いたします。お手数ですが、後日確認をいただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

## 2. 挨拶

### ○司会

それでは、お手元の「議事次第」に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず初めに、開会に当たりまして、国土交通省四国地方整備局河川調査官の大谷よりごあいさつ申し上げます。

### ○河川管理者

本日はお忙しい中、市町村長の皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。四国地方整備局河川調査官の大谷でございます。今日は吉野川の河川整備計画策定のための上流域の市町村長の皆さんの意見を聴く会第3回目ということで、ごあいさつさせていただきます。

まず、この吉野川の河川整備計画の策定につきましては、平成18年6月23日に素案を、また12月18日には修正素案を公表させていただいております。この素案及び修正素案に対しまして、丁寧に、幅広く、公平に流域の多くの皆様からご意見をいただくため、これまで流域内各所におきまして2巡、合計22回の流域住民の意見を聴く会、市町村長の皆さんの意見を聴く会、学識者会議等を開催するとともに、パブリックコメント、郵送等によるアンケート、これを実施してきたところでございます。これらの取り組みを通じまして、流域内各地区より、流域の吉野川の状況やそれぞれの皆様の立場から、合計で1900件を超える多様なご意見をいただいております。

今回、これまでにいただいたご意見を踏まえまして再度修正を行い、吉野川水系河川整備計画再修正素案という形でまとめました。この再修正素案は第1回、第2回の取り組み

を通じましていただいたご意見を反映させるため、延べ129カ所の修正を実施しております。また、いただいたすべての意見につきまして、テーマごとに四国地方整備局の考え方を整理し、できる限り再修正素案に反映し、反映できないご意見につきましては理由をつけてお示ししているところがございます。本日は、いただいたご意見のうち主なものや、当会場に関連の深い項目を中心に説明させていただきます。説明を十分お聞きいただいて、説明の内容や再修正素案に対するご意見を賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

### 3. 市町村長 紹介

○河川管理者

次に、本日出席者の市町村長の皆様をご紹介させていただきます。名簿順にご紹介いたします。市町村長の皆様はご着席のままで結構でございます。

新居浜市長佐々木龍様、代理でございまして新居浜市の収入役田村浩志様。四国中央市長井原巧様、代理でございまして四国中央市水道局長山川久男様。本山町長今西芳彦様。大豊町長岩崎憲郎様。土佐町長西村卓士様。大川村長合田司郎様。いの町長塩田始様。

本日は代理の方をあわせまして全員の出席をいただいております。

### 4. 議事

#### 1) 吉野川水系河川整備計画【再修正素案】等について

○河川管理者

それでは、議事へと移りたいと思います。本日の議事進行は徳島河川国道事務所副所長の熊岡が行います。それでは、お願いいたします。

○河川管理者

本日の議事進行を務めさせていただきます、徳島河川国道事務所の副所長をしております熊岡でございます。よろしく申し上げます。何分不慣れなので不手際があるかもしれませんが、ご容赦ください。それでは、着席で進行させていただきます。

それでは、最初にお手元の資料に、資料1ということで「議事次第」があると思いますけれども、これに従いまして進めさせていただきたいと思います。最初の議題であります「吉野川水系河川整備計画【再修正素案】等について」につきまして、事務局より一括して説明をさせていただきます。その後、休憩を10分程度はさみまして、2番目の「質疑応答・意見交換」につきまして名簿順で行っていきたくと思いますので、よろしくお願

ます。それでは、事務局の方、よろしく願いいたします。

#### ○河川管理者

吉野川ダム統合管理事務所長の岡崎でございます。私の方からご説明をさせていただきたいと思っております。本日は、この前のスクリーンで説明をさせていただきます。お手元にも同じ資料を配付させていただいておりますので、参考に見ていただければというふうに思っております。

これから、説明につきましては最初に「整備計画策定の流れ」を、これも従前説明させていただいておりますけれども、若干説明させていただいた後で、当会場でいただきましたご意見を中心に整備局の考え方を説明させていただきたいと思っております。前に出ておりますけど、前回いただいた意見を中心とさせていただいておりますけれども、「ダムの管理」ということでいきますと、ダムの洪水調節あるいは富郷・新宮の地すべり、あるいはダムの堆砂、護岸の補修、そういったご意見をいただいております。「ダムの環境」につきましては、ダムの周辺の植栽あるいは環境整備に関する取り組みといったようなご意見をいただきました。「他機関の管理区間」というふうに書いてございますけれども、早明浦下流の高知県管理区間の直轄化あるいは改修要望についてのご意見を多数いただいております。また、直轄と高知県との連携、そういったご意見もいただきました。「森林整備・河道維持」というところでは、砂防事業の区間あるいは森林に関して関係機関との連携、河道の維持管理、こういったご意見をいただいております。これから順次ご説明させていただきます。

次、お願いします。河川整備基本方針と整備計画の特徴ということで、これは繰り返しのようになりますが、基本方針につきましては吉野川水系の整備に関する基本的な考え方を示してございまして、これは既に策定されてございます。整備計画につきましては、その基本方針に沿いまして、具体の施設の整備内容を定めるということで、これは区間を定めまして、その区間について具体的な内容を今後20年ないしは30年にかけて実施する内容を記載するということになってございます。

次、お願いします。今回、吉野川水系の河川整備計画策定の流れでございまして、一番最初に国の方で素案を作成しまして、学識者の方あるいは流域の住民の皆様、市町村長の皆様方からご意見をいただきまして、そのご意見を踏まえて最初の素案を修正いたしました。そういう作業を繰り返してきたわけございまして、今回が第3回目に入っております。第3回目に入っております、今回もいろんな方々からご意見を丁寧にお伺いし

てまいってきております。

次、お願いします。いただきましたご意見につきましては、いろいろ相当多岐にわたっておりますので、河川整備計画の全般に関するもの、あるいは洪水の被害軽減に関するもの、治水という形、あるいは適正な利用ということで利水、環境とか維持管理、その他というふうに大きく6つの分野に分類をさせていただきます、治水に関しましてもたくさんご意見をいただきましたけれども、意見の趣旨が同じようなものは整理させていただきます、治水ー1・2・3というふうに順番をつけまして、テーマごとに再整理をさせていただきます。そういったことを整理したものを、ご意見・ご質問に対する整備局の考え方という資料で取りまとめをさせていただきます。さらに、それらについて素案に反映をさせて、今回は再修正素案という形で皆様のお手元に配付させていただきます。

次、お願いします。ご意見の取りまとめの方法でございますが、再修正素案につきましては、一応修正して追加したものについては下線をつけて太字で示しております、削除したものについては取り消しの二重線で線を引いております。それと、ご意見・ご質問に対する整備局の考え方の見方でございますが、非常に分厚い資料になってはおりますけれども、皆様方からいただきました意見はこういう欄に書きまして、いっぱい意見がございますので、それを要旨という形で左側のところにまとめました。これを1つのテーマという形にしております。これらの意見要旨に対して整備局の考え方をこういうところを書いて、それに対応して、素案が対応する部分を抜き書きして書いています。

次、お願いします。一応そういった資料につきましては公表しております、国土交通省の各事務所でありますとか水機構の各事務所、それと各県各事務所、それと各役場の方にも置かせていただいております。また、吉野川水系の河川整備計画というホームページも開設しております、そこでもこういった資料については見ることもできるようになってございます。

次、お願いします。具体的にいただきましたご意見について、ご説明を申し上げます。まず、ダムに関するものでございまして、ダムの洪水調節、富郷・新宮ダムの地すべり対策、ダムの堆砂、護岸補修ということでご説明を申し上げます。

次、お願いします。ダムの洪水調節のところ、発電ダム等とも連携した洪水調節が実施できないかということで前回ご意見をいただいております。ダムは、一応目的に応じた容量を持っておりまして、その目的に応じた操作規則、施設管理規程等が決まっております。

す。そういった規則に基づいて操作をするということになっております。通常、発電専用ダムにつきましては洪水調節に用いることはできませんけれども、そういった電力のダムの放流に関する情報などはダムの管理者の方にも通知されておりますし、放流量あるいは流入量、水位といったものも、私どもの事務所ではリアルタイムで見られるようになっております。そういったことで情報は共有されておまして、必要であればそれに対する対応をとることができるということになってございます。

次、お願いします。これは以前にもご説明したかと思いますが、通常ダムの操作ルールというのは、雨が降りますと次第に流量、これは赤線が流量でございまして、次第に流量が上がって行って、ピークを迎えて、雨がやめば水かさがまた減ってくると、ダムの流入量なんかもこういうふうになっているんですが、それに対してダムから下流に流す量、放流量と言っていますけれども、それは流入量のある一部をダムに貯め込んで、その残りを下流に放流すると、こういうようなルール。これは全国一般的なルールでございまして。このカットの仕方といいますか、放流の仕方は各ダム若干異なる場合がありますけれども、基本的にはこういう操作を実施します。

早明浦ダムの場合につきましては、計画の波形としまして流入量の最大は $4700\text{m}^3/\text{s}$ 、そのときの放流量は $2000\text{m}^3/\text{s}$ ということで、この放流量と流入量の間部分をダムに貯め込むと。そのために、ダムの貯水池は洪水のときに上昇するということになります。右側の図でございまして、これがダムの堰堤と考えていただいたらいいんですが、通常こう水が貯まっております。流入量が例えば $3000\text{m}^3/\text{s}$ 入ってきたとしたら、放流量は $1500\text{m}^3/\text{s}$ 程度で、 $1500\text{m}^3/\text{s}$ はここへ貯める。だから、貯水位はどんどん上がっていくということで。 $4700\text{m}^3/\text{s}$ 入ってきた場合には $2000\text{m}^3/\text{s}$ 放りますから、その差の $2700\text{m}^3/\text{s}$ は貯め込みますので、水位がどんどん上がるといったような操作をして、下流の浸水被害の軽減に寄与しているということでございまして。こういったゲートの操作でございましてけれども、短いときには5分ないしは10分間隔でゲート操作を、これはダムによって異なりますけれども、5分から10分間隔できめ細かく操作を実施しているというところでございまして。

次、お願いします。これは今年の7月に台風4号が来まして、7月の台風としては観測史上最も強かったという話も聞いておりますが、945hpというような台風でございました。そのために、早明浦ダムの上流では雨が505mm、銅山川でも411mmという大雨が降っております。早明浦ダムでは1億4800万 $\text{m}^3$ の水を貯め込みましたので、水位が27mぐっと

上がったということでございます。富郷ダムにつきましても2700万 $m^3$ ほど貯め込みましたので、前は濁水でしたのでこんなに水位が下がってございましたけれども、水位が29mも上がったというような状況でございます。

次、お願いします。その結果、下流の水位にどのぐらい貢献したかと、寄与したかということでございます。実績としまして、これは本山橋の付近でございますけれども、実績として大体約2800 $m^3/s$ ほどの流量が流れたというふうに考えておりますけれども、もしダムで洪水を貯めなければ5100 $m^3/s$ ほど流れたのではないかというふうに、これは計算ですけれどもしてございまして、そのために3.1mほど水位が上がっていた可能性があるということ、逆に言えば、ダムで貯めたことによって約3mほど水位を下げる効果があったということでございます。

次、お願いします。これは銅山川でございます。同じように銅山川3ダムで水を貯めましたので、実際としては800 $m^3/s$ ほど、これは新宮町の吉野瀬というところですけど、800 $m^3/s$ ほど流れました。もしダムで貯めなければ1200 $m^3/s$ ほど流れたというふうに、計算ですけれども推定してございまして、やはり1.4mほど水位を下げることはできたのではないかというふうに考えてございます。

次、お願いします。早明浦ダム、銅山川、両川のダムで調整することによって、池田の下流に三好大橋というところがございましてけれども、そこで約1.8mほど水位を下げる効果があったというふうに、計算でございますけれども推定しまして、ダムによって浸水被害は軽減をしているということをご理解いただければというふうに思います。

次、お願いします。ダムを最大限有効に使うべきではないかと、使ってほしいという要望がいろいろなところからございます。そのために事前放流を行ってほしいということもあります。これがダムの堰堤と考えていただきまして、これがゲートということ、考えていただきますと、通常、計画では一番下に堆砂容量ということ、もともと土砂がどっちみち入ってきますから、それを貯める容量というのを計画的に設定しております。その上に利水容量ということ、これは飲み水とか農業用水、工業用水に使う水を貯めてございまして、その上に洪水調節を貯め込む容量があつて、通常ここは水が貯まっておりません、空です。通常、貯水率何%と言いますけれども、100%というのは利水が満杯になったときで、ここまでですね。利水の貯水率が100%というのは、ここまでの水位のことを言います。

通常は、この洪水調節容量、このあいている部分で洪水を貯め込みますけれども、事前

放流というのは、利水容量を事前に放流して下流に流して、洪水調節の貯めの容量をあげていくということになります。そうするためには、当然、利水容量は利水者がおりますので、そういった利水者の同意を得る必要があるということと、これは事前放流しますので、洪水で回復すればいいのですけれども、回復しない、想定した雨が降らなかったということになると、今度は利水が不足するということにもなりますので、そういったことを考えると慎重に対応する必要があるのではないかとこのように考えておきまして、降雨の予測が今以上に精度よくできるようになればそういったことも考えられると、そういった可能性もあろうかと思っておりますけれども、現状では少し難しいのではないかなというふうに考えております。

次、お願いします。これは地すべり対策でございまして、富郷・新宮ダムの地すべり対策についてどのような状況で実施するのかというようなご意見をいただいております。富郷・新宮ダムの地すべりにつきましては、地盤が変位しているところもございまして、そういったところで観測を続けておりますし、富郷ダムでは排水工、あるいは新宮ダムではアンカー工の補修工事などを実施しております、今後とも引き続き実施して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次、お願いします。これが富郷ダムの主な地すべり箇所を例示しております。これは富郷ダムです。これが湛水池でございまして、それらの場所につきましては、書いておりますように計器による自動観測、伸縮計などの自動観測をしたり、あるいは監視をしたりして、継続して今後ともそういったことは実施しますし、地下水位を下げる、速やかに地下水を排水するというような排水工なども実施をしています。

次、お願いします。ダムの堆砂につきましても、いろんなところでいろんなご質問・ご意見を伺っております。富郷・新宮ダムの堆砂の除去について教えてほしいということと、早明浦ダムの堆砂除去を積極的にやってほしいというようなご意見をいただきました。富郷・新宮ダムの堆砂量につきましては、毎年調査を実施しております。計画堆砂容量というのをもともとダムでは持っております、現在ではその容量の範囲内ということですが、ただ、堆砂が今後進んでダムの機能に支障を来すおそれがあれば、堆砂除去、そういったものの対策を検討していかなければならないというふうに考えております。早明浦の堆砂につきましても、大体計画堆砂量の50%、約5割ほど貯まっております、現在治水・利水機能に支障が出ておるわけではありませんが、貯水位が下がったらやはり土砂の撤去などを実施しておりますし、今後ともそういった取り組みは進めてまいりたいというふうに

考えてございます。

それと、早明浦ダムの護岸補修についてご意見がございまして、瀬戸川のバックウォーターといいますか、瀬戸川地区の被害は早明浦ダムが起因しているので調査をしていただきたいというようなご意見もいただいております。

次、お願いします。これは早明浦ダムがあります。瀬戸川が入ってきておりますが、そこに中村地区、川井地区というような地区もございまして、一応護岸工もこの方で施工をしております。場所によっては河川の増水などによって壊れたというような場所も考えられますので、他の危険箇所や予算との兼ね合いもございすけれども、今後必要に応じて護岸工などを実施してまいりたいと。また、その周辺箇所もありますけれども、これは地元の自治体の方とも今後協議をしてまいりたいというふうに考えてございます。

次、お願いします。ダムの環境についてですけれども、早明浦ダムのグリーンベルト事業、あるいは周辺の環境整備についてのご意見・ご質問でございました。

次、お願いします。グリーンベルト事業で、ダム貯水池内ののり面が侵食されているので早急に対策をとというご意見をいただきました。確かに、ダムはやっぱり貯水位が上下しますので、のり面が洗われているというところがあります。一応ある一定水位以上、常時満水位といいますか、通常洪水時以外には浸からないという常時満水位以上の裸地につきましては、グリーンベルト事業で植栽の工事を実施してまいりました。一応、常時満水位以上のところについては大体植栽工事が終わりつつあるような状況でございまして、その下のやはり水位変動が非常に大きい箇所での緑化といいますか、そこについては可能かどうかというので今試験もやっております。これはもう全国的にも非常に難しい、冠水すると植物がなかなか育たないというところもありますので、難しい問題ではございすけれども、現在試験中ではございまして、そういった取り組みを踏まえて、また考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

これはグリーンベルト事業、植栽工事をする前とした後ということで、一応いろんな樹種で植栽をして覆ってきております。そのほかに、護岸工事なんかもする機会もございまして、そういった機会も捉えて今後とも緑化を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

次です。早明浦ダムの環境整備ということで、早明浦ダムといの町の間桜の木が枯れているので対策をと。多分これは天狗巣病で、ほうき状に芽が出ているような桜の木がありますけれども、大体それが、やはり貯水池上流部の県道沿いにずっと生えております。

道路管理者は高知県ですけれども、確認もしまして、自治体さんも一緒に対策について検討会を開くというようなことを考えているというふうに聞いていますけれども、具体的には1月9日に関係者が集まって打ち合わせをして、2月22日に地元で集まる機会があるということで、そのときに作業の指導なども受ける予定だというふうに聞いております。私どもも水機構とあわせて、できる範囲で協力はさせていただきたいというふうに思っております。

次が、これは環境整備で実施しておりますが、これはダムサイトですけれども、ダムサイト右岸側なんかにも展望台とか遊歩道、左岸側にも当然ありますけれども、そういった整備をしてまいりましたし、最近は一応親水坂路といいますか、これは防災上の坂路も兼ねております。湖面利用、災害のときには、なかなか道路が使えないというようなときには湖面での移動ということも十分考えられますし、そういった対応もふだんからしておく必要があるということで、一応環境整備で親水という名前でやっておりますけど、そういった防災の観点からも実施をしている最中でございます。

次、お願いします。これが他機関の管理区間ということで、県の管理区間の直轄要望あるいは高知県との連携について、たくさんいろいろなところで、この会場もまさにそうですけれども、ご意見をいただきました。それについて説明します。

早明浦ダム下流の指定区間を直轄区間にするのと、県との連携をもって計画を進めてほしいということです。いろいろたくさん内容はございますけれども、これはちょっと前回の繰り返しになるんですが、やはり直轄区間への編入のためには一定の条件を満たすことが必要でございますので、早明浦ダム下流の県の区間を直轄区間へ編入というのは、現在のところは難しいというふうに考えております。高知県の方も確認をしておりますけれども、県の方でも地元の方々の要望や意見を聞きながら検討を進めて、条件が整えば河川整備計画を策定したいと考えているという考えを伺って、確認をさせていただいているところでございます。早明浦ダム下流の県管理区間につきましてはそういったことで、国としましても水資源機構ともども、県に対してデータの提供とかできるだけの支援をしてまいりたいというふうに考えております。

森林整備・河道の維持ということで、砂防の事業区間あるいは森林に関する他機関との連携、河道の維持管理というようなご質問・ご意見をお伺いしました。

河川整備を砂防事業でやることは不可能か、あるいは現状の砂防事業だけでなく今後の対策をというようなご意見をいただいております。一応、現在の法体制の中では、やは

り堤防などの河川事業を砂防事業でやるというのは、それぞれの根拠法令があって事業を実施しておりますので、なかなか難しいというふうに考えております。砂防事業につきましては、過去の災害履歴でありますとか保全施設の重要度などから優先順位を決めて、高いところから事業を今後とも実施してまいりたいというふうに考えてございます。

次、お願いします。これは森林に関する他機関との連携というところで、これもたくさんのお意見をいただいておりますが、山に対して投資が必要である、上下流域の連携を一つのシステムにすることはできないか、あるいは森林管理局との連携には砂防が入っているのかとか、濁水対策とか、土砂災害防止のために森林整備や山腹崩壊対策を行うことというようなご意見をいただいております。今後とも受益地域と水源地域の交流によりまして、一層水源地域の重要性の理解を深めるように、いろいろな機会をとらまえて努めてまいりたいというふうに考えております。森林保全の取り組みにつきましては、砂防治山地方連絡調整会議というのが国、林野庁、各県の担当部局で構成されている、そういう会議がございますので、そういった会議においてさらに具体的な連携に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

次、お願いします。これは直轄砂防の事業でございますが、土砂災害の防止あるいはダム湖への土砂流入の抑制という観点から砂防事業というのも進めておりまして、一応早明浦ダム上流と南小川と祖谷川流域で直轄砂防事業を進めてまいっております。また、この右側に絵がありますけれども、そういった治山との連携、こういったことも今後とも努めてまいりたいというふうに思っております。

次、お願いします。これは砂防治山連絡調整会議という昭和46年以前の古い組織ではございますけど、ずっとこれは機能しておりまして、こういった今ある組織を活用しまして、森林行政と治山行政ですね、治水砂防行政、治山行政、こういったことにつきまして具体的な連絡調整を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

次、お願いします。これは河道の維持管理で、素案の中に必要に応じて河道整生や樹木伐採をするというのが書かれておりまして、それについて河川砂利の取り扱いはどうなっているのかというご質問をお受けいたしておりました。一応、砂利につきましては各川ごとに砂利採取規制計画という、御存じだと思いますけれども、砂利採取規制計画というのでございまして、それに基づいて採取可能なところについては採取許可が行われているというような状況でございます。

次、お願いします。これは同じようなことを書いておりまして、一応川によっては禁

止されているところもありますし、採取が可能な場所というのもございますので、そういった箇所について許可が行われて、とられているというような状況でございます。

次、お願いします。ほかの会場でも、第3クールに入りましていろいろなご意見を伺っております。これは他会場でのご意見をご紹介させていただきますと、下流域の吉野川市の会場、こういったところではポンプをつくるのであれば大きいポンプをとというような、あるいは堤防がないところは堤防を閉め切ってくれと、こんなご意見が出ております。さらに、下流域の北島町会場でございますが、ここも堤防がないところは堤防をつくってほしいというようなご意見があります。

次、お願いします。これは上流域の四国中央市の愛媛の会場の方ですけれども、今回の説明内容を可能な限り素案に反映させてほしいとか、広報についてもいろいろ情報を見ることができるよう環境をつくってくれとか、あるいは新宮ダムの下流にもっと環境用水を流してほしいというようなご意見をいただいております。いろいろたくさんもって出ておりますけれども。それと、本山町の会場で12月9日に実施させていただきました。きめ細かなダムの操作をお願いしたいというようなこと、あるいは濁水問題の抜本的な対策を実施してほしい、それと早明浦ダム下流の県管理区間について直轄化という要望、意見をいただいております。

次、お願いします。これは下流域での徳島市の会場でのご意見でございますけれども、ここも治水に対するご意見の中で、最後に、地球温暖化による影響を考慮して、やはり国家100年の大計を立てるような防災対策を講じてほしいというようなご意見もございました。

次、お願いします。これも同じ徳島市の会場でございますが、森林の土砂抑制の機能など、最新の知見に基づいた対策についても検討する必要があるというようなことがございます。水質だけでなく水量も大切だというようなご意見をいただきました。

以上が、特に前回いただきましたご意見を中心に説明させていただきました。前回以前、前々回にもいろいろな意見をいただいております、余り重複してもということで、前回いただいた意見を中心に説明をさせていただきました。簡単ではございますけれども、説明を終わらせていただきます。

○河川管理者

どうもありがとうございました。

それでは、ちょっと時間が早いのですが、事務局の説明が一たん終わりましたということで、ここで10分程度休憩をとらせていただきたいと思います。今大体1時45分ですので、

前の時計で1時55分から再開させていただきたいと思います。では、よろしくお願ひします。

なお、会場の出入り口にお茶を用意しておりますので、ご自由にお飲みください。

[午後 1時45分 休憩]

[午後 1時55分 再開]

## 2) 質疑応答・意見交換

### ○河川管理者

ただいまからご出席の市長、町長、村長の皆様方から、先ほど事務局から説明がありました再修正素案をもとにしまして、ご意見・ご質問をいただきたいと思ひます。

それで、あと、休憩につきましては、1時間ピッチぐらいでとらせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それでは、ご意見のほうですが、まことに勝手ではございますが、資料2の名簿の順番でお願ひしたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

それでは、最初に新居浜市収入役の田村様からお願ひしたいと思ひます。

### ○新居浜市長代理

それでは、先ほどの説明の中で、これは整備というよりはむしろ管理的な要素なのですけれども、ダムの放流に関しまして、計画放流量あるいはそれに対するそのときの放流量の判断とかいうことで、1つには、これは所管が違いかもわかりませんが、いわゆる降雨予測ですね、そのあたりの正確性といひますか、的確な情報をもらって、それに対応してそういうオペレートしていくというふうなことになっておると思ひますけれども、そういう予測技術の進歩といひますか、そのあたりの状況というのを、もしお持ちでしたら教えていただきたいなというのが1点でございます。

それと、2点目ですけれども、特に新居浜市は別子山地区がいわゆる銅山川、支流銅山川の最上流域というふうなことであるわけですが、特に上流域として感じてますのは森林保全、所管を国交省からは離れる部分があるかもわかりませんが、いわゆる治山、砂防ですね、そういった整備と森林の保全、いわゆる垣根を越えて、先ほどご紹介がありましたけれども、連絡調整会議ですか、そういう40年代後半からあるようすけれども、近年にマッチしたような内容でもって、ぜひ垣根を越えて、こういう立派な整備計画をつくらうとして、非常に盛り込まれていると思ひますので、ぜひそのあたり、ご配慮いただきたいというふうな気持ちを持っております。

以上でございます。

○河川管理者

どうもありがとうございました。ご質問が1つと、あとはご意見ということで伺ったと思いますので、事務局の方、よろしく願いいたします。

○河川管理者

吉野川ダム統合管理事務所長の岡崎でございます。まず第1点目について私の方からご説明いたします。ダムの放流量を決めていく、操作をしていく過程において、降雨予測の精度はどういったものかというようなご質問だったと思うのですが、予測技術ですね、現在ダムの操作につきましては、先ほど説明いたしましたけれども、基本的にはダムに入ってくる流入量を見ながら、その流入量に応じて放流量を、ある一定割合をダムにためて、ある一定割合で下流に流していくという操作ルールを決めております。

これは、おっしゃるように、降雨の予測がまだ十分実際に使えるような精度ではないということもありまして、過去の洪水波形をいろいろ分析した上である一定規模の洪水を想定して、ダムの容量を十分生かすようなルールをつくって、それに対応しているというような状況でございまして、降雨予測は、まだ雨が降る降らない、あるいは台風が来る前には太平洋側で200mmとか300mmとかいうオーダーで予測がされますけれども、なかなか私どもとしては十分に操作に使えるような精度にはなっていないと、正直言ひまして考えておりまして、ちょっと前に台風の進路と実際の降雨というのがありまして、左側の図が17年の台風14号の絵でございます。このときも渇水で相当水位が下がった状態でございます。それで、九州の西の方をかすめて、九州北部を通過して日本海に抜けておりまして、九州に近くなってくると、規模としては950hPaというような台風でございまして、そのときの雨が691mm、これは早明浦の上流ですけれども、降りました。

ところが、一昨年13号の台風というのはこういうような、コースは若干違いますけれども、また九州の西の方に来たときにはやはり940hPaというようなことで、そのときの雨が182mmと、実際降ったのがこういった状況でございまして、なかなかいろんな状況が、単純にコースだけではなくて、気圧配置やいろんな気流の状況なんかもあるかと思ひますけれども、実際もこんな状況で違ひ、ましてや降雨予測というたら何ミリとかそういう定量的に予測というのはなかなか実際とは合わないというのが状況でございまして、実際そういった降雨予測が今後さらに精度が上がってくれば、そういった予測を踏まえた操作というものも議論になろうかと思ひますけれども、現状ではなかなか難しいというところ

ろで、今は流入量を見ながらの操作というのがもう全国一般的な方法になってございます。

以上でございます。

○河川管理者

ありがとうございました。

○河川管理者

四国山地砂防事務所長の石塚と申します。2点目のご質問につきまして、森林保全の重要性を国土交通省と林野庁というような森林部局との連携の重要性ということをご指摘いただいたかと思えます。

私どももそういったことの重要性につきましての認識は同じであります。それぞれの部局が所管する法律に基づきまして、所管の事業をきっちりと進めていくということかと思えますけれども、そういった中であって、関係する部局がきちんと情報を共有して連携をしていくということは今後とも進めていきたいと思っております。

それで、冒頭の説明にありましたように、砂防治山地方連絡調整会議というものを従来からやっております。この会議そのものの目的はこれまでのところ事業調整、それぞれが所管する事業の調整ということでやっておりました。それで、昭和46年以前に設立ということで、かなり古い印象をお受けになったかと思えますけれども、事業を進めていく中で時代の要請にこたえていくということで、さまざまな課題についてこういった場で連携協議をして進めていきたいということでもあります。

この河川整備計画の中でも、森林保全の重要性だとか、連携の必要性というようなことにつきましても、さまざまなどころでご指摘いただいているところであります。既存の組織ではありますけれども、このような連絡調整の枠組みを現在我々は持っておりますので、こうした場を活用してご指摘のありましたように、時代にマッチした事業を進めていくようなことにつきまして、今後とも協議を進めていきたいというふうに考えております。

○河川管理者

ありがとうございました。以上2点事務局からご回答がございましたが、それでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、続きまして、四国中央市水道局長の山川様、お願いいたします。

○四国中央市長代理

四国中央市水道局の山川でございます。日ごろよりダム運用につきましては大変ご理解をいただきまして、まことにありがとうございます。1点堆砂状況についてお尋ねをし

たいと思いますけれども、防災あるいは有効貯水量の確保になるかと思うんですけれども、先ほどの説明で富郷、新宮は計画の範囲内ということですのでけれども、特に柳瀬ダムにつきましては50数年経過しているかと思うんですけれども、この50年計画の計画堆砂容量の1.7倍相当の堆砂があるということをお聞きしていますが、現在の堆砂の搬出については実施されているかと思いますが、最近実施された内容でどのくらいの期間でどのくらいの量の堆砂を除去あるいは搬出できたかというのがもしわかりましたら教えていただけたらなというふうに思います。

どうかよろしく願いいたします。

○河川管理者

ありがとうございました。柳瀬ダムの堆砂排除の件でご質問がありましたので、よろしく申し上げます。

○河川管理者

吉野川ダム統管理事務所長の岡崎でございます。堆砂は確かに柳瀬ダムですね、計画堆砂容量の1.7倍の量が貯まってございまして、それにつきましては堆砂の排除を実施してきております。大体平成3年ごろからやってきてございまして、この資料の再修正素案の資料がございましてけれども、これの32ページが一番下のところに棒グラフをかいておるんですが、これは柳瀬ダムの堆積土砂の客土への利用状況ということで、毎年ずっと排砂をしてきております。

これは平成16年までのあれしかございせんが、各年、当然埋め立てに使ったり、あるいは農地の客土としてご提供させていただいたりしてございまして、今までに折れ線グラフが、これは累計の排除の土砂量でございましてけれども、16年までですけれども11万 $m^3$ ほど出ております。これにつきましては、水位が下がったときを利用して排砂をしておるというところで、年によっていろいろ変動がございましてけれども、こういったことを積極的に実施していきたいというふうに考えております。

堆砂容量の1.7倍ということですので、そういった状況というのは十分認識しておりますので、今後ともいろんな機会をとらえて排砂というのを考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○河川管理者

ありがとうございました。事務局の回答は以上ですがよろしいでしょうか。どうもあり

がございました。

続きまして本山町長今西様、よろしく申し上げます。

○ 本山町長

今西でございます。日ごろは大変お世話になっておりまして感謝申し上げたいと思いません。私からは濁水に対する認識と申しますか、そういうものをちょっとお聞きをしたいと思っております。建設当時からダムの水については濁さないということで、私どもの下流の者には当時の建設省の方から説明もあって、住民の理解を得ているというふうに認識をしておるんですが、その後30年以上たつて、やはり抜本的な濁水に対する対策は講じられていないということです。

これは、本当に単に長期化をするだけでなくして、やはり河川環境、アユが食べられないというような状況がずっと続いておるわけですね。そうしたことからこの濁水を抜本的に解消していくような取り組みですね、これが導水バイパスとかいろいろ過去にも提案もしてきたこともありますけれども、渇水期にはなかなかそうした下流域へ流す水量からしても、澄んだ水と濁った水をまぜ合わせて、効果がないのではないかと申すので、これは理解ができます。

しかしながら、渇水期だけではなくして、満水時でもやはり上流からの濁水というのが混入してくるということから、長期化をするというようなこともありまして、やはり渇水だけに対応するというだけではなくして、抜本的とならずとも何らかの対策を講じていくというような姿勢をぜひつくってもらいたいということと、それからやはり濁水、例えばですよ、ダム直下で浄化をすとか、技術的には幾らでも考える余地はあると思うんですね。そうしたことに対する、今即なかなか困難であるということもあろうかと思えますけど、やっぱり長期にこうした、これから将来にわたってもやっぱりこういう状態が続くと思いますので、何か濁水を浄化するような施設ですね、そうしたことも研究をしていくぐらいの、言うたら前向きな姿勢をぜひとっていただきたいなというふうに私は思っております。

といいますのも、土佐町、本山、大豊あたりでは、やはり今カヌースポットが、アウトドアのいろんな取り組みで地域活性化の動き、関西あたりからも大変たくさんのお客さんが来ているわけです。しかし、非常にイメージが今この地域、自然とか清流に恵まれてというイメージから、長期にわたって濁水があり、イメージダウンになっているわけですね。そういうことから、利水地域の皆様方には喜ばれていると思うのですけれども、ダ

ムがなかったら長期化する濁りというのではないわけで、我々は、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、公害施設ではないかというふうに思うわけですね。

そういうことから30年以上にわたってこうした状況がいまだに何らの取り組みもされてないということ自体がやはりおかしいのではないかと思いますし、何らかの方策を徐々にできる研究なりをやはりしていただきたいというふうに私は思います。

それから、これは以前からもありましたけれども、ダムをシートで、シート張りで囲うとかいろんな方策も、コンクリートだけではなくしていろいろなものがあると思いますね、素材が。そういうことも研究していただいて、やっぱりダムの崩土が流入しないとかというようなことを、そうしたこともお願いをしていきたいと思います。

それから、もう1つは、洪水調節能力を拡大をしていくというので、きょうの資料にもございますけれども、事前放流には確実に回復させるということが大事だということはおわかりますし、なかなか台風も同じコースをとっても降らない場合もあるということも、それは当然のことだと思いますけど、やはり利水地域に理解を得なければこういうことができないということでは、この地域の住民の安全という意味では非常に、ちょっとおかしいのではないかというふうに思うわけです。洪水のときに、本当に命の危険にさらされているのはこの直下の住民なんです。そういうことから見ても、やはり洪水調節能力と、事前放流ができる施設に早く改築をしていただけるということも、早くそうした方策と日程的なものについても示していただきたいというふうに思います。

以上2点でございます。

○河川管理者

ありがとうございました。ダムの濁水対策についてのご質問と、洪水調節能力の拡大ということで2つご質問がありました。事務局の方お願いします。

○河川管理者

水資源機構池田総合管理所の所長をしております片山でございます。いつもお世話になっております。また、濁水については、昭和50年に完成しまして、51年の大きな台風で連続94日間、その年でいきますと122日間ということで、濁水については社会問題化しました。それについて資料の方の40ページですか、素案の方の経年変化という形で40ページの方の下に出ていますが、やはり洪水時に、先ほど町長さんが言われたように、洪水というのは濁った水が流れてきますので、それを一時的に貯めて洪水被害を防ぐということで、普段でしたらダムがなければそのまま流れていくというところなんです、やっぱり51年

度の台風が大きかったことで課題となっています。

それから、もう1つは、渇水時に貯水率が20%ぐらいで、異常渇水時になると濁った貯水池の中の水も使わないかんというところで起きる濁水と2つあるかと思っております。

それで、素案の方の99ページの方なんですけど、機構の方といたしましても、平成11年に選択取水という設備をつけたりいろいろしておるわけではございますが、99ページの選択取水の絵が書いてあるんですけど、左から2つ目の絵なんですけど、洪水時には濁った水がちょうどダムの中層ぐらいのところ、粒子の重さの関係、それから水温の関係から中層付近に入ってきます。

それで、我々は、今、洪水処理能力の増強という形で放流設備をこの計画の中に挙げさせていただいております、なるべく濁った水を貯水池に入れたいというところで、放流設備の副次的な機能ということを目指しております、洪水そのもの自体を下流側の施設でというのはすごい量の対処をせないかんと思っております、なるべく早く貯水池から抜きたいというふうに考えてまして、今、画面に出ましたが、左下のほかのダムの状況でございますが、左下にある銚子ダムというのがありますが、上からはきれいな水が洪水時には流れており、真ん中から濁った水が出ておるかと思っております、なるべく早くこういう放流設備の増強をいたしまして、貯水池の水の中を、濁水という形を少なくしていきたいと思っております。

それから、先ほど経年的な経過では、選択取水の運用検討会等もしてまして、そちらの方でよりよい高濁度放流だとか、早目に濁水を抜く操作はしておったり、渇水時にはやっぱり泥土の貯泥の中を流れてきますので、その貯泥を、堆砂量の管理というよりは濁水のために排砂するようなことをしており、なかなか抜本的な対策という形ではできませんが、できることをしていきたいというふうに考えておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

#### ○河川管理者

吉野川ダム統管理事務所長の岡崎でございます。2点目の洪水調節能力の拡大ということで、この修正素案の中にも、早明浦ダムの洪水調節容量を増大させということと、低い貯水位でも確実に放流できるように施設を改築するというふうに記載させていただいております。これは、やっぱり50年、51年と計画放流を超えた放流もしたというような実態等も踏まえまして、こういうような記載をさせていただいております。

それで、具体的にスケジュールというのは、現在のところ正直言いまして決まったも

のを持っているわけではございません。まずは整備計画の中に記載をして方向性を決めたといえますか、書かせていただいたというところでございます。

確かに、今はクレストゲートしかありませんので、事前放流をしても、よく御存じだと思えますけれども、結局はまた貯まってしまって十分な効果が得られないというような実態もございますので、こういう施設改造によってどれほど、あるいはどんな操作ができるのかというのは、またこれから検討していくということになるかというふうに思っております。ちょっと十分な回答ではございませんけど、とりあえず記載をまずはさせていただきますというところでございます。

以上です。

○河川管理者

以上2点、事務局の方からご回答がありましたけれども、今西町長、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、大豊町長岩崎様、お願いいたします。

○大豊町長

大豊町長の岩崎です。よろしくお願いを申し上げます。今西町長さんのご質問と少しダブる点があるのですけれども、3点ばかりで、まず第1点目の洪水調整機能について、この修正素案の74ページに早明浦ダムの改良についてありまして、先ほど岡崎所長さんから、具体的なスケジュールはないけれども、これは新設を行うということできちっと書いていただけてますけれども、どれぐらいの効果があるとか、あるいはいつごろやるとかいうことは、住民に示すことができる時期というのはどうなんでしょうか。その点をまず第1点目にお伺いしたいと思います。

○河川管理者

ありがとうございます。1つ目の質問ということで、洪水調節放流能力の増強についての効果とスケジュールについて事務局の方、ご回答をお願いします。

○河川管理者

まだ正直言いましてどういった、増大をするといってもどれだけの量をどれだけの効果のためにというのが現在のところ決まっておきませんので、だからどういった方法でというのも正直言いましてまだ決まっておきません。それで、そういった方向性が、いろいろ検討してそういったことになればまたあれですけど、現在のところ、また繰り返しになりますけど、スケジュールをここではっきり明示することはできないということで、

ご容赦いただきたいと思います。

○大豊町長

例えば、この計画ができた後に実施についてアクションプランでありますとか、実施計画とか、そういうようなことで示してはいただけるんでしょうかね。これに書いた、これぐらい書いてあとはもうその状況に任せてというようなことになるんですか。

○河川管理者

事務局の方、お願いします。

○大豊町長

と申しますのは、具体的に住民にわかる形で示してあげないと、住民は安心できないと思うんですよね。そういうことから、確かにこの計画案には書きましたけれども、次の段階としてどういう作業があるのか、あるいは具体的に工事をどうこうではなくて、取り組みとしてどういう形で住民にこの実現について示していくのかという点、おわかりになる範囲内で構いませんので、お願いしたいんですが。

○河川管理者

吉野川ダム統合管理事務所の岡崎でございます。一応これ、整備計画ですね、これは今後30年の計画でございます、まずは記載して、内容についてほかの部分で継続して実施しているものもあれば新しくというところもありますので、今後記載をして検討をしていくということになりますので、今の段階で住民にとかいうようなレベルでは全くないので、これから検討していくという状況でございます。

○大豊町長

下流域の堤防とかたくさん計画がございますよね。後に図面もありますけれども、こういったものについても、いつというようなことは計画としても示さないんですか。

○河川管理者

徳島河川国道事務所長をしております佐々木でございます。30年間の計画ということで、中流域及び下流域における堤防の計画というのを、第1回目の素案でお示しさせていただいたところであります。さらに1回目、2回目を通じて、30年間だけではなく、例えば10年であるとか、途中の期間を区切ってどういう整備ができるのかというのを示していただきたいというご意見を踏まえて、素案のページでいくと65ページになりますけれども、これはあくまでも試算という形で記載してあります。実際にこうなるかどうかというのは、予算の状況でありますとか、いろんな社会状況によって変わり得るということでございま

す。なおかつ、堤防の整備手順というのは災害の状況によっても変わってきますので、これはあくまでも下流から順番に整備をしたという試算であります。そういう試算のもとに10年間でどこまでの区間に着手が可能かということで、1つの目安ということではあります。お示しをさせていただいたところであります。

以上です。

○大豊町長

ぜひこの上流の対策の洪水調整機能についても、やはり大きな計画でできれば、それを実施するためにどういう手順でやる、いつごろやるというようなことは当然にこれから検討していくと思えますけれども、同じように上流のこういった問題についても住民に示せるような計画としていただきたいというふうに思います。1点目はそれなんですけど。

2点目も今西町長さんと問題がダブるんですけど、濁水の問題について、要するにこの計画の中でどういう取り扱いをするかということに、現時点では、取り扱いといいますか取り上げるかということなんですけれども、74ページにはダムの改良によって期待をされるということが書いてありますし、先ほどお話のありました99ページには、現在取り組んでおる取り組みを継続して実施をしていくということなんですけれども、もう少し踏み込んで、濁水について、先ほど今西町長さんからもありましたけれども、これをなくす方向で取り組むんだということが書きぶりとして読み取れないんですけれども、どこか別の場所にあるのかわかりませんが、そのあたりはどうなんでしょうか。

○河川管理者

濁水の取り組みについての記載についてご質問でございます。

○河川管理者

ダム統管の岡崎でございますが、濁水については、濁水の長期化というのは十分認識しておりまして、その長期化については、関係機関とも連携しながらその改善に努めるということで、それは私どももそういう認識でございまして、58ページに、ちょっといろいろばらばらでそれぞれのところで書かせていただいておりますので、ちょっといろんなところに書いておりますけれども、58ページの「河川整備計画の目標に関する事項」というところの、3)の「水質」というのがございまして、上から9行目のところに「早明浦ダムから放流される濁水の長期化については、関係機関と連携し、改善に努める。」というふうに書いておりまして、今後いろいろな方策について、今までも実現できるものからやってきたつもりでありますけれども、今後いろいろな検討はしてまいりたいというふうに考

えております。

#### ○大豊町長

計画として見たときに、58ページの水質というのは、濁水だけじゃなくて、すべての河川の水質というふうを受けとめたんですけれども、課題の中で濁水の問題をこれぐらい大きく、項目を上げてダムに起因する濁水の問題を課題として挙げていただいていますので、それに対する対策というのは、やはりきちっと「期待される」とか「継続的な取り組みをする」ということじゃなくて、もちろん水質になるんですけれども、課題として大きく取り上げたその課題に対する対策として、きちっと濁水の問題については解消に向けて取り組むんだということを明記していただきたい。そうしないと、その取り組みが次につながらないのではないかという、非常に不安があります。濁水については以上でございます。

それといま1点、長くなってすいません、時間的には構いませんか。いま1点、我々は直轄管理について要望にも国の方まで行くなどしまして取り組んできましたけれども、先ほどの説明で、端的に言えば難しいというお話がありました。

ただ、そのかわりといいますかその対策として、県との連携による、県による整備計画をし、そして取り組むんだというふうなことがございました。そのことについて、我々は先の本山の会場でも出ておったということが報告がありましたけれども、やはり国として河川を管理していくと、特にこの早明浦ダムによって多くの利水地域を抱える、その途中がそういう状況にないというのは、我々としてはどうしてもそうしてほしいという希望とございますか、あります。そうしないと住民の安心な生活を確保できないということがあります。

それは、そういう受けとめ方をまたしておいていただきたいというふうに、決して難しいと言われたからそうですかという状況ではありませんので、そのことは認識しておいていただきたいと思うのですけれども、それと関連して、この「吉野川の現状と課題」の中で、20-1ですか、砂防事業について国の直轄砂防で実施をしているんだという現状と課題の中で取り上げられておりますけれども、このことについて後の、現状と課題ではなくて今後の取り組みのところでは計画の中でどのような位置づけがされているかというのはちょっと読み取れなかったんですけれども、その点おわかりになる範囲でご説明いただければと思います。

#### ○河川管理者

ありがとうございました。砂防の取り組みについて、お願いします。

○河川管理者

四国山地砂防事務所長の石塚ですけれども、砂防についてのご指摘をいただきました。それぞれの事業がそれぞれの法体系の中で実施しておるというのがまず1点ございまして、それで、この河川整備計画につきましては河川法に基づいて、策定されるということになります。

一方で我々の砂防事業につきましては、砂防法という別の法律の枠組みの中で実施しております。もちろん同じ部署、同じ国土交通省ということですので、連携をしながらやっていくということについてはいささかも変わりはないのですけれども、ただこの河川整備計画の中で、我々の砂防事業についての計画を策定するということにはならない、そういった法律上の問題というのがございます。

ただし、先ほども申しあげましたように、同じ省庁の者として連携をとりながら進めていくことと、今後とも砂防事業につきましても、砂防法の中で、我々の事業実施方針の中で着実に事業を実施していく、これについては変わりはないということでご理解いただければと思います。

○大豊町長

河川の管理といいますか、それについては確かに、計画自体は直轄管理区間についての国土交通省としてのハードの整備ということで、当初に説明をいただきましたのでわかるのですけれども、現状と課題の中で、こういう地域として、課題の中で取り上げたことについて、この計画の中で全然取り組みの位置づけがないというのはどうかなというふうを受けとめました。

そして、その中でこのちょうど20-1の下にありますように、直轄砂防のエリアというのが、ちょうど我々が主張しました河川の直轄管理区間といいますか、その部分と直轄管理されていない部分とでダブるところがありまして、ぜひ河川を守るためには中小の溪流とか支川を守るということが必要であろうと思いますし、非常にこの地域は危険溪流等も多い地域でございますので、この計画での位置づけは別として、国土交通省さんの方でこのエリアを、この地図にあります中流域の直轄砂防エリアと上流域の直轄砂防エリアの間になるところですね、これを直轄の砂防エリアとして河川整備という観点からも今後取り組んでいただきたいという意見なんですけれども、そのことについてはこの計画としてはということと、そういうことを今後国土交通省さんとして考えていただける余地があるのかどうか、その2点をお願いしたいのですが。

○河川管理者

直轄管理区間外のところの取り組みということなのですが。

○河川管理者

河川調査官の大谷でございます。今回の取り組みにつきましてこの上流域の方で非常に強い早明浦ダム下流の直轄化への要望があるということは、我々も非常によく認識しております。

今までもご説明してきて、安易なお答えができないということで、これは非常に難しいという一方的なお答えをして、かなり皆さん方にもご不興を買ったというのは事実なんですけれども、決して我々、できないできないと言っているだけではないのですが、今の状況の中では河川の直轄化、砂防につきましても一緒でございます、我々の事業も限られた予算の中で、それぞれ採択というルールに基づいて直轄化を行っております。

ただ、今回も含めて皆様方が東京に上京までして河川局長にも直接お話ししていただいているということは我々の内部でも十分浸透しております。またあわせて、この砂防のことにつきましても、こういう要望が非常に強くあるということはお伝えします。また、今回も含めてこういう会議でやったものはすべて記録に残しております。非常に強い、今逆に言えば地方分権等で国のやっている事業は県が行えという時代の中で、ぜひ直轄をやってほしいという皆さん方の声は、非常に私としてもありがたいし、我々も信頼されている部分もあるという認識のもとに頑張っております。ただ、先ほど町長がおっしゃったように、この河川整備計画の中に直接砂防の計画を書き込むことは難しいということ、それから我々、今要望しても非常に厳しい状態であるというのは事実でございます。ただ、四国地方整備局としても四国の中山間地である、特に四国の水源である早明浦ダムの下流の皆様方がそういう気持ちを強く持つておられるんだということは十分わかっておりますし、機会あるごとに我々としても応援はしていきたい。

ただ、安易に皆様方がすぐ直轄化になると思われるとちょっと困りますので、その意味では難しいというのは変わりません。それはそう言わないと不誠実になりますので言いますが、整備局がやりたくないから門戸を閉ざしているということはないというのはご理解いただきたい。

砂防につきましても状況はほぼ一緒でございます、早明浦ダムの上流を直轄化する時も、51年災害の後の非常に山が荒れた後、ああいう状況の中で何とか直轄化していったというような状況がございます。そう簡単に直轄化できるという状況にないのはご承知

置き願いたいと思います。

○河川管理者

四国山地砂防事務所長の石塚です。砂防法の中での直轄事業の位置づけをご説明させていただきます。基本的に砂防法では、砂防事業というものは都道府県の方でやっていたのが基本となります。こういった場合に直轄事業としてやっていくかということになりますと、事業費が非常に大規模なものである、高度な技術を要する、あるいは利害関係が2府県にまたがるとか、そういった幾つかの要件がございます。そういった状況を踏まえて、直轄として必要なところについて限定した形でやらせていただいているというのが基本であります。

吉野川の上流域、中流域ということで事業を展開しておりますけれども、非常に地域全体が脆弱な地質であり、そういった中でも非常に土砂流出が過去から激しい流域、南小川がそういった流域に当てはまります。そういったところでもありますとか、あるいは早明浦の上流でいきますと、昭和50年、51年の災害を契機として事業をスタートしたということでもあります。

直轄としてやるべき要件というものがある中で、今説明しましたような経緯を踏まえて事業を実施してきておりまして、先ほど調査官が説明したとおりなんですけれども、新しい区域に入っていくということになりますと、特段の状況の大きな変化がない限りは現状では困難ということかと思えます。未来永劫やらないというようなことではないと思うんですけれども、もろもろの条件が整わない限りは難しいということでご了解いただければと思います。

○大豊町長

はい、ありがとうございます。これ、向こう30年の計画ですから、この四国の命である早明浦ダムを中心にして吉野川をいかにみんなでそれぞれの地域で守り、そしてこれを活用していくかということで考えると、いろんな制度はあろうと思うんですけれども、そのためにはどんな制度でも使ってやるんだということを、確かに今の状況ではできないこともたくさんあると思いますけれども、そうした制度にまでも踏み込んでやるんだと、そしてこの川を守るんだという姿勢をぜひ、3点について言いましたけれども期待されるとか継続するではなくて、そういうことをきちっと明記していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

すいませんでした、長時間。

○河川管理者

どうも大豊町長岩崎様、ありがとうございました。

では、続きまして土佐町長西村様、お願いいたします。

○土佐町長

どうもいつもお世話になっております。この河川整備計画につきましては、一昨年7月にこの場で説明を受けたわけでございまして、非常に私も認識不足であったわけでございまして、直轄管理河川でないということで大変ショックを受けたわけでございましたが、翌8月には嶺北の4カ町村長がともどもに国土交通省北側国土交通大臣あるいは門松局長さんにも要望させていただいて、とにかく上流も下流も同じような状況にあるんだということでお話をさせていただいたのですけれども、お2人ともこれは同一河川であるという中で、上流域の人間も下流域の人間もやはり安全は等しいものでなければならないんだということ非常にすばらしい回答を得ました。

ただ、直轄管理区域に今直ちに編入するという事は非常に厳しいが、県の方の管理区間でございますので、そういった面で県に指導しながら、できれば同じように整備計画ができるように指導していきたいというようなお答えをいただいたわけでございます。

そうした中で、私も県の河川課長さんにもたびたび伺って話もするのですけれども、この間の第2回目、ちょうど1年前になりますけれども、1月でしたか。そのときにお見せをいたしましたあの通常時と洪水のときの写真でわかるように、上流域と下流域の徳島河口に近いところとでは規模的には差はありますが同じように人家も危ない、農地も全部浸水し、氾濫するというような状況でございますから、そういった面で県にも話をしておるのですけれども、計画は地元、現地を見て整備計画は立てていくつもりだが、なかなか事業実施になると厳しい面も出てくるということでございますが、やはりこれは国の一級河川、この四国三郎吉野川の河川でございますから、県もその事業が実施できるような国からの助成といいますか、そういった体制づくりを国の方からも支援してもらわないと、県では今のような財政事情のもとでは当然私はできないと、私はそのように思っております。

そうした中で、先ほど本山町長、大豊町長さんから話があったんですけれども、もう直轄管理区域がダム直下がないということは、当然これは洪水調整機能を高めるといことと濁水問題が中心になるわけでございますけれども、先ほどの大豊町長さんが言われたのですが、この74ページにありますように、「早明浦ダムでは洪水調整容量を増大させ、

低い貯水位でも確実に放流できるよう施設を改築するとともに」と、こういうことを明言しておるわけであります。となれば、やはりどういう施設をもって改築するのか、ダムに横へ穴をあけるとかいう話を聞いたことがあるのですが、そんなことが果たして可能なのかどうか。計画書に書いただけでは、これは町民も納得しませんし、私どもも納得いたしません。

それから、この濁水の問題もこの41ページにありますように、「選択取水設備が、平成12年から運用を開始し、さらに『早明浦ダム選択取水設備操作に関する検討会』で効果的な操作方法について検討し、試行している」と。いまだ試行しておるという状態なんですね。それから下の方では、「濁水をダムから早期に放流可能となる放流設備の追加が濁水軽減に効果があるとされ、実現に向けた検討が進められている」と。これも実現に向けた検討が進められておるということで、非常に抽象的な表現でございまして、この整備計画の先ほど大豊町長さんが言われたように最後の方の下流域は図面へ赤で示して、この区間は堤防をやるかというように示されておるわけですね。そういうことが上流域に限ってはダムの関係だけで、本当に文書で書き添えられておるという程度で、非常にこの点について私は不満に思うわけです。

それから、この93ページの「ダムの維持管理」の中でも中ほどに早明浦、富郷も入っておるのですけれども、これらにおいては「貯水池内の地すべり滑動についても、監視を行い、必要に応じて迅速に対策を講じる」と。これは既にそういうことで私どもの町にも対応していただいておりますが、これらについても現地をやはり見ていただいて、図面上へ示していただくということが非常に大事ではなかろうかと私は思っております。

それともう1点、お聞きしたいのは、この「吉野川水系河川整備計画」という中で、28ページから「⑤森林について」というのがありますが、私は濁水問題については山が非常に荒廃して行って、全国どこも一緒ですけれども、それに洪水が伴って濁水が発生しておるというように思っておるのですが、これを見ておると29ページに、上から3つ目、「吉野川流域では、同一の流出計算モデルにより、昭和29年～平成16年までの洪水を良好に再現することが可能であることから、森林を含む流域の流出特性は過去から大きくは変化していないと考えられます」と。これは50年ぐらい変化してないと考えられておると書いておるんですが、その下で。

それから、その下にこのいわゆる降った雨がすべて洪水ではないと、損失雨量があるんだということで、「吉野川流域においては、この損失雨量は約150mm程度で頭打ちとな

り、この傾向は過去から変化していません」と書いてあります。その下へは、「このことから、吉野川流域における森林の洪水緩和機能は、過去から大きくは変化していないと考えられます」と。このように書いてありますが、私どもは50年前を振り返り、また今から30年、40年前を振り返ったときに、やっぱり昭和30年代から人工林をどんどん増やして行って、森林が整備されてない、非常に林地が荒廃化しておる、そういうことによって緩和機能というのは大きく変化をしてきておると、私はそのように思っております。

そうしながらも、最後の下の端では、「以上のことから、吉野川流域における洪水緩和機能が今後大きく向上することは期待できませんが、現状の洪水緩和機能は森林保全を行い、森林土壌が保全されることにより維持されるものであり、森林を保全することは重要です」というように締めくくっておるわけですが、何か書いておることが過去から洪水緩和機能は全然変化してないと言いながら、実際は物すごい変化をしてきておると私は思うんですが、どのようなとらえ方から、どういう資料からこういうことが出てきておるのか、ちょっと私も疑問に感じたわけでございます。まずその辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○河川管理者

森林機能の記述についてのご質問ということでよろしいでしょうか。

○土佐町長

はい。

○河川管理者

徳島河川国道事務所の副所長の山地でございます。お世話になります。今、29ページをごらんになられてご質問があったのですけれども、ここはすべて書き切れませんのでポイントだけを書かせていただいたということでございます。

今のご質問がございました中身については、まず1点、ここで書かせていただいていることは、我々が森林の洪水に対する緩和機能といったところを見たときに、治水の面ではどれだけ雨が降って出てくるかというところを我々も計画上、計算で出すようにしております。その中で、今言われましたように、森林の状態というのは町長さんが言われましたように必ずしも昭和30年代、40年代と、それから今の状況を比べて同じではないのではないかということでございまして、その点については我々も全く同じとは思っておりません。

ただ、我々がそういうふうに治水計画をするときに、ある1時代だけの流出をもって

計算をしても、それはなかなか合わないということもありますので、長い期間、ここでは今言われましたように昭和29年、既に53年ぐらいたちましたけれども、50年ぐらい前から最近の洪水までをすべて見まして、1つの計画上に使える計算ができる解析手法を、算出手法を計画上は作らなければいけない。今、そういった50年前から最近に至るまでの各洪水を再現できるかどうか、多少のもちろん誤差というのは出てきますけれども、1つの雨が降ってどれぐらい水が出てくるのだろうかという計算式を作るときに、過去からそういったいろんな洪水がございますので、それを再現できるかどうかというのを検証するというか確認して、今の水の出る量を計算してございます。

そういった意味で、今計算をしている式が大体過去からの洪水を再現できますので、それでおおむねいいだろうという判断をしておりますし、そういった意味では森林の流出特性というのは、ここ50年ぐらいを見ると再現ができますので、結果的には大きく変わってはないのではないかという書き方にしております。

これはいろいろ学識者の先生にもお聞きしておりますして、森林の機能というのは、今町長さんが言われてなかった部分もあるのですが、同じ29ページの下から2つ目の四角のところに黒文字で書いてございますけれども、やはり森林の洪水緩和機能というのはすぐ変わるものではないということを書いてございます。つまり、森林土壌が1cm発達するのに約100年ぐらいかかると、こういうふうな学識、いろいろ政府の答申の中でも言われておりまして、やはり非常に長い期間、洪水緩和機能が変わっていくためには必要だということでございます。

したがいまして、一番最後のところに、今現在も洪水緩和機能がないと言っているわけではありません。ここにありますように、例えば先ほど言われました損失雨量ということで「150mm程度」と書いておりますけれども、この量がある意味では洪水緩和機能、事前の流出に対する損失雨量として書かれているわけでございます。

そういったことで、現時点でも当然洪水緩和機能はあるとは考えておりますけれども、それが今申し上げましたように、10年、20年、30年と行って全体から見れば短い期間で一気変わってくるということは考えておりませんので、今後は今ある機能は当然大事にしなければいけない。しかしながら、すぐにはそういったことで変わらないので、今あるものは今あるものできちっと保全していく必要がある。こういった書き方になりました。

したがいまして、ちょっと一見すると矛盾するような書き方と見えるかもしれませんが、そういった意味でこういう書き方になっておりますのでご理解のほど、よろし

くお願いしたいと思います。

○河川管理者

事務局から森林の記載についての補足説明をさせていただきましたけれども、これによろしいでしょうか。

○土佐町長

はい。ここの文章の中では、過去からもう変化していませんということにくくってありますので、私ども素人考えでは昭和30年代から四、五十年の間には林地が全く下草も生えない、荒廃化しておるということになると、やはり豪雨のときには瞬時に水が、もちろん保水力が低下しておるわけですから、洪水になって流れてくるということからすれば、そういった面で非常に緩和機能が薄れておるといように思ったものです。そこら辺、全く変化がないということで表現すれば、どうも納得がいかないとも思ったわけでございます。だから、これはいたし方ないわけですよ、森林整備についてもやむを得ないというようにとられてもいけませんので。

それと、林野庁あたりとの連携を密にするとかいう字句がこの中にもある幾つかあると思うのですが、やっぱりこれは本当に国土保全の意味から国土交通省と林野庁が森林を健全な形で整備して守っていくのだと、これがやっぱり水資源あるいは洪水の問題も含めて総合的に働いていくんだということを本当に真剣に考えてもらいたい、そのように思います。

それから、この計画書そのものはいつ終わるんですかね。ちょっとそれを聞いておきたいのですけれども。

○河川管理者

整備計画のスケジュール的なお話だと思います。

○河川管理者

四国地方整備局で河川計画課長をしております岩男です。よろしくお願いたします。

整備計画のスケジュールなんですけれども、現在3回目の意見を聴く会というのを開催させていただいております、従前から少なくとも3回はやるということでご案内をさせていただいているところでございます。今後のスケジュールとしましては、3回目のご意見の出方を勘案して4回目以降をやるかどうかというのは判断していかなければなりませんので、今の時点でいつ終わるといことは実は決めておりません。

意見を聴く会と並行して、今後他の取り組みとしては、例えば公聴会みたいなものを

開催して意見をお聴きした上で、ある程度まとまりましたら、先ほどもパワーポイントの方でお示ししましたけれども、県知事の意見を聴く、それから市町村長の意見を聴くという形でもって意見をいただいた後に、その意見を反映した形で最後は河川整備計画になるということでございます。

その意見を聴く取り組みが終わってその案が出ましたら、それからは意見を文書で紹介して聴く手続ですのでそれほど時間はかからないと思うんですけれども、現在のところ、この意見を聴く取り組みをどれぐらい続けていくかというのはまだ判断できておりませんので、終了の時期というのも未定でございます。

○土佐町長

長くなってすいません。私どももこの直轄管理区域にさせていただきたいというのは、それは希望は捨てておりません。

実際問題として早明浦ダムができたのが昭和48年でございますから、当時は建設大臣は金丸さんだったと思いますけれども、その時点でもうあれだけの立派なダムができたんだから直下流も大丈夫だということであったと思うんですけれども、まさかあれだけ河川流域が氾濫して、そして濁水が上流域では私は半年（はんねん）と言うんですけど、4カ月ぐらいじゃない、上流域では半年ぐらい続いたんですけれども、こんなことが最初からわかっておれば、やはりその時点で直轄管理区域として絶対認めてもらっておかなければならなかったというように思うんです。こんなことは今さら言ってもいけないけれども、現状がそういうことであるということを十分ご認識いただきたいと、そのように思っています。

以上です。

○河川管理者

どうもありがとうございました。

まだお二方残っておりますが、時間がちょうど1時間ぐらいたちましたので、ここで一たん休憩を入れさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。前の時計で3時10分から再開したいと思ひますので、よろしくお願ひします。

[午後 3時 3分 休憩]

[午後 3時10分 再開]

○河川管理者

それでは、時間になりましたので再開させていただきたいと思ひます。

どうも大変お待たせいたしました。大川村長合田様、よろしく願いいたします。

○大川村長

まず上流域でございまして、先のダム下流域の方々とはちょっと趣が変わりますけれども、私どもの方はいわゆる多量の堆砂がございまして、その水位の状況が違っております。この計画書の中の31ページにも「管理開始直後の」云々と書いて、大量の土砂の流入があったということで、バックウォーター地点で大体目視でございましてけれども、3mくらいの堆砂が上がっているのではないかというふうに考えられます。これをミクロ的には除去もされておりますけれども、これをもっと抜本的にやってもらって河床を低くしてもらわないと、それによって地滑りを起こしたり、あるいは崩壊箇所を誘発したりという状況があると思います。それにつきましても、また土砂の有効利用というものも考えなきゃならんと。富郷の方では農地への客土に使っておるということでございましてけれども、私どもの方はいわゆる水特法以前のダムでございましてから、非常に道路なんかの線形も悪いわけで、その線形改良の資材に使っていただくようなこともひとつ検討するのではなくて、明記をしていただくようお願いしたいということでもあります。

それからもう1つは、ダムサイトの環境の問題でございまして、以前にも何度か岡崎所長にも申し上げてお願いもしてあるのですけれども、その周辺の並木が今、桜については冒頭にも触れられましたけれども、天狗巢病というので非常に景観を悪くしております。これをひとつ更新していただきたい、あるいは手入れをしていただきたいということでもあります。

それからもう1つには、ダムサイトの湖岸に植栽をしてあります、道路から湖面側に向って植栽をしておりますけれども、これについては非常に地域の樹木ではない輸入樹木、私ももともと材木屋なんで樹種にはそれぞれ詳しいつもりですけれども、何やら全然聞いたこともないようなものを持ってきて植えてある。それは苗木屋さんにごびを売ってそうしたのだろうかというふうにしか思えませんけれども、もっといいものにして、植えるのなら植えて、石なら太りませんが木ですから太りますので、今、非常に見通しも悪くなって困っております。その辺のこともひとつ十分手入れをしていただきたいというふうをお願いをしておきます。

下流域の方々から申し上げられたそれぞれの課題というものは重複をしますから申し上げますけれども、やはり世紀の事業として早明浦ダムが造られたわけですから、好むと好まざるとにかかわらず、ダムと我々は地域の住民としては上手につき合っていくより

方法がないわけですから、せめて客土に堆砂の土砂を除去していただいて、その水面が平水、出水時なんかによりますと、ふだん全然侵食をしてないところまで来ているわけですし、バックウォーターから約2km程度下流域で、目視の段階ですけれども、昔、子供の時分にあそこくらいに道があってというところが既に堆砂で埋まっておりまして、非常に水位の何が違いますので、その辺をひとつまた堆砂の利用というものにつきましては、先ほど申し上げましたように、これは高知県にも文句があるんですけども、非常にわずかに早明浦の堰堤から私のところの役場まで13kmしかないんですよ。その中でカーブだけを、これは数え方にもよるのでしょうけれども、137曲がりあります。それから、早明浦橋から上流域11kmなんですけれども、その中でも107つのカーブがあります。その中で、凹曲部分に擁壁でもついてその残土を埋めれば、残土処理場を造る必要もない、線形もよくなる、幅員も拡幅されるという一挙両得の考え方が成り立ってくるわけですが、その辺のこともひとつ、堆砂が確かにミクロ的には行われておりますけれども、もっと抜本的に何をしたいかということをお聞きしたいということをお聞きしたいということをお願いしたいということでございます。

○河川管理者

どうもありがとうございました。堆砂の件とダムサイトの環境、また植栽等についてご意見をいただきました。事務局の方、何かございましたら。

○河川管理者

池田総管の所長の片山でございます。まず、堆砂の話でございますが、堆砂容量といたしまして1700万 $m^3$ で100年分の堆砂容量を持っております。全体量でいきますと、約3億 $m^3$ のダムでございますので、その堆砂容量という意味の中でいくと、今、表が出ておりますが、1700万 $m^3$ のうち785万 $m^3$ 貯まっているということで、管理開始後33年目、34年目ぐらいなんで、100年分ということでいきますと、大体33%とか34%になるわけですが、46%と若干進んでおります。ほかのダムに比べると若干進みは大きいものの、それでは有効容量の内、どれだけ貯まっているかと。確かに上流域の方、貯まっているところがございまして、これを調べますと2%でございまして、確かに上流域の方は貯まっていますが、貯水池の利水容量が大きいものですから、極僅かな状況でございます。

それで、その堆砂によって護岸の状況がどうかということで、機構の方も川崎地区だとか下小南川地区だとか、結局そこは、下が洗われて土砂崩壊するというのが一番気にしておるところでございまして、18年度以降そういうところに手を入れているところござ

います。

それから、持っていくところの土砂の量でございますが、濁水が出るということで、夏場に汚泥の中を流れるということで、計画的な土砂管理という意味ではなく、濁水対策として6万2000m<sup>3</sup>ほど取っております。そのうち2万8000m<sup>3</sup>が災害復旧のところの道路等で使っております、3万5000m<sup>3</sup>ほど今まだ仮置き土のところにあります。

ただ、この土砂につきましても、今年についても林道とかそういうところへ持って行って有効活用していただきたいというふうに思っております。

先ほどのカーブの話のところ、擁壁を立てて、以前からお話は聞いております。ただ、経済的な効果、擁壁がかなり高くなります。例えば、桃ヶ谷にやったとすると数十億にというふうなところで、1つのカーブを改良するにしても貯水池自体が入り込んでおって、なおかつ急斜面というところで、そこに土砂を捨ててというのはちょっと困難かなというふうに直感として思っております。

ただ、我々として、搬出先については有効活用を最優先で考えておりますので、どけるところ、林道とかそういうところに搬出していきたいと思っております。

というので、土砂、それと護岸、それから土砂搬出先ということで以上、回答をさせていただきます。

#### ○河川管理者

ダム統管の岡崎でございます。植栽についてご質問がありまして、以前からわけのわからんような樹種をとというのはたびたびお伺いはしておりますが、木は植えたら育つものということも言われておりまして、以前に育てて見通しが悪くなったところについては、間引きといったことはやっております。今後もそういったできることはやっていきたいというふうに思っております。

また、工事なんかで植栽するような場合は、おっしゃるようにやはり地元で生えているような樹種を優先的に使うというようなことも考えてまいりたいというふうに思っております。

桜のテングス病につきましても、先ほど説明の中で説明させていただきましたけれども、私も見させていただきましたが、道路際に植わっている桜でやっぱりたくさんほうき状に出ているというのがありまして、非常に作業的にも難しい面もあろうかと思いますが、2月22日に集まってそういう指導も受けるというようなことを聞いておりますので、また水機構ともどもご協力できる場所はさせていただきたいというふうに思っております。

す。

そういった状況でよろしく願いいたします。以上です。

○大川村長

湖岸の問題につきましては、できるところからやっていこうというお話ですけれども、非常に今の桜並木なんかは老人クラブであったり、あるいはボランティアなんかは最初はやってくれておるんですよ。お上の方でやってくれたんじゃないんですよ。ですから今度、新たな視点でそういうものをやってもらいたいなど。今、せっかくボランティアや、あるいは老人クラブの方々が植えてくれておるんですから、その手入れぐらいはせめてしてほしいなというふうに考えておりますし、また一方、前向きに考えれば、観光地、観光資源としてその整備が急がれるというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

○河川管理者

以上、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、大変お待たせいたしました。いの町長塩田様、よろしく願いいたします。

○いの町長

前回、いろんな質問をいたしまして、かなり整理していただいて本当にありがとうございました。

パワーポイントで8ページ、私は仁淀川とダブるんですけど、下、2行目の右の方で、放流に関する情報等は何々に基づき下流のダム管理に通知されると。協定か何か結んでい  
るんですか。

○河川管理者

施設管理規程というのがございまして、それらで通知先だとかそういうのが決められています。

○いの町長

前回、副ダム、主ダムという話をしました。要するに、電力系のダムを副ダムといった表現をしましたが、電力からの通知もその規程に基づき報告されるということですか。

実は、ダムの操作は1時間ごとにデータ出ますし、そのほかは洪水のときも濁水のときもよく見るんですよ。大渡ダムで急激な流入があったんです。そのときに少しびっくりしてダムの方へ連絡したら、いや、ダムの方もびっくりして状況を把握したところは、上のダムの不意打ちの放流であったということですから。いや、電力の方には話をしました

よ、そういうことをしてもらったら困りますということで。

情報としての95ページの記載方法については、インターネットであるとか今ダムの方から下流の市町村にも連絡をいただいておりますので、これは本当にうれしく思っております。そういった意味で電力さんのダムの報告義務というのがあるかないか。もしなかったら、何か協定でも結んでやっておるかというところをお伺いしたいと思います。

○河川管理者

発電ダムの放流通知の関係でご質問でございます。

○河川管理者

ちょっと電力ダムの方でどういう規程に基づいてというのは正確にわかるわけではないんですけど、多分電力ダムも規程があるはずですので。通常、私どものダムでは規則細則の中で放流先とか放流通報先とかいうのは全部決められておりますので、不確かですけど、多分電力の方も規程の中にあって、必要な情報は下流の方に通知されているんじゃないかというふうに思うんですけども、ちょっと定かではありません。

○いの町長

大橋ダム、あそこの放流については連絡しておるとい報告は電力からもらっております。それがここの放流に関する情報等は何々に基づきというのが情報として自分たちもほしいと思ひまして質問をさせていただきました。

○河川管理者

では、確認をさせていただきたいと思います。

○河川管理者

よろしいでしょうか、以上。

○いの町長

はい。もう皆さんが言ったから。

○河川管理者

わかりました。

以上、皆様方からご意見をいただきましたが、最後に全体を通しましてご意見とかご質問がありましたらお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

では、大豊町長様、お願いいたします。

○大豊町長

数度にわたって意見を聴いていただいて説明を受けたのですけれども、例えば洪水の

問題とか濁水の問題、直轄管理の問題についてはある程度今の状況等の把握ができましたけれども、そうしたことについて計画の中で、例えば濁水についてもダムの改良によって期待がされるとか、あるいは今の選択取水装置を継続して維持するというのではなくて、先ほど申し上げたのですけど、基本的な部分で濁水の解消についてこうするんだと、具体的ではなくても解消していくんだということの記載ということをちょっと申し上げたのですけれども、そういうようなことが数度意見を言ったんですけれども同じ状況で、ここで言って回答もらって、言って回答をもらってで、合田村長さんからもありましたように計画に明記して、向こう30年の計画ですから地域にとっては非常に大事な計画ですから、そこらあたりは修正というか、その中ではどうなんでしょうね。そういう我々は意見を言って、この計画の中で反映されたという実感というか、そういう部分がない部分があるんですけれども。説明は受けましたけれども、そのあたりはどうなんでしょう。

○河川管理者

濁水関係等につきまして計画書への明記という形なんです。

○河川管理者

河川調査官の大谷でございます。私の方からお答えさせていただきます。町長さんが言われているように、スケジュールの話も含めていろいろなご要望もあるし、我々の方で努めるというような言い方とか向けて努力するみたいにしかな読み取れない部分があると、確におっしゃる部分はよくわかります。

ただ、少しダムのことに関していえば、技術的なものがかかり入ってくる。我々が解消すると書いてしまっても、今いろいろ新しい技術や何かで検討している、要はその技術がもう開発されているのだったら我々もすぐ取りかかって、濁水も早くなくしてしまいたいと思っているわけです。ただ、特に早明浦ダムの濁水についてはいろいろと当時から検討もしていて、その処理が難しいというのは今までも各町長さん等にもご説明しているのをお聞きになったことであろうかと思えます。そういうのを含めて確かに検討している、放っておいていいという認識は我々には1つもない、これは絶対何とかしないとけないという認識はございます。ただ、その整備計画として解消すると書き切れるところも含めて、少し検討させていただきたいんです。

というのは、やっぱりどうしてもこれは法律に基づいて作るものです。我々も書く以上は責任があります。先ほど言われたように、スケジュールは、堤防は今まで我々も造ってきていますから、お金が1億あったら何m堤防できると大体想像がつくわけです。先ほ

と言われていたんですが、ダムに穴をあけるのも決してない技術ではありません。今やっ  
てきております。ただ、それぞれのダムに応じて検討してどういうやり方をするかという  
ことなので、やっこの整備計画ができ上がることによって、こういう検討しますと書い  
たものについて検討を始める、その中で初めて全体の費用としてどのくらいかかるとか、  
いつまでならできるとか、その効果はどうだというものを分析して事業として成り立つか  
どうか、それを実現に向けて努力していくというような過程を踏むようなものなんです。

堤防は10年ぐらいでここまでできるというのはニュアンスが違います。ただご要望  
があるように、できるだけ地域の方が見たときに、こういうことをやるんだと、安心でき  
るんだというのをわかるような表現には努めたいと思います。今すぐお約束で全部こうい  
うふうに書きかえますと言いくところは申しわけないんですが、中でも検討はさせて  
いただきたいと思います。

○河川管理者

以上事務局からの回答でしたけれども、これでよろしいでしょうか。

○いの町長

よろしいと思いますけどね。

○河川管理者

ほかに特にご意見等なければ、本日の審議につきましてはこれで終了させていただき  
たいと思います。ありがとうございました。

それでは、司会の方にマイクをお返ししたいと思います。

## 5. 閉会

○司会

本日は熱心なご審議、まことにありがとうございました。本日いただきましたご意見  
等は十分に尊重して、今後の河川整備計画にできるだけ反映していきたいと存じます。

本会議の速記録につきましては、冒頭をお願いをいたしましたように、市町村長の皆  
様にご発言を確認いただいた後、公開をいたします。また後日、文字起こしをしました速  
記録をお送りいたしますので、お手数ですがけれども、ご確認をいただきますようお願いを  
申し上げます。

本日のご発言以外にもご意見がある場合につきましては、いつでもご連絡をいただき  
ますようお願い申し上げます。今後ともご指導方、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして第3回吉野川流域市町村長の意見を聴く会（上流域）を

閉会いたします。本日はまことにありがとうございました。

[午後 3時35分 閉会]